

陳情

文教厚生委員会へ審議を付託

6月定例会後に文教厚生委員会で審議されることになりました。

小規模通所授産施設運営費市町村負担分補助金要請について

- ・県内で心の病いでの入院患者が5千人余、通院患者が2万5千人余いて、社会参加が可能な方が8千人程いる。
 - ・社会参加可能な方々の受け皿となっているのが無認可の小規模作業所であるが、300人の受け入れしかできず施設の数が足りない状況である。
 - ・運営補助金は全国平均600万円以上に対し、沖縄県は年間318万円で大変きびしい状況である。
 - ・町内にある、ひまわりハウス共同作業所も社会福祉法人「友愛の会」を立ちあげる予定(今年中)
 - ・「友愛の会」が認可されれば年間運営費補助額1,050万円、国500万円(1/2)、県275万円(1/4)、市町村275万円(1/4)となる。
- ※自治体の予算が厳しい状況では単独事業の運営補助事業より、近隣市町村にも利用可能な事業を実施し、応分に負担する事が望ましい。西原町にご理解を頂き、負担分の予算を配慮して下さいますようお願い致します。

(陳情者)社会福祉法人「友愛の会」設立準備委員会
代表 城間政州
共同作業所「ひまわりハウス」
所長 田仲光子

意見書・決議

文面は要約して掲載してあります。詳細は会議録又はホームページでご覧ください。

意見書

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

憲法に保障された義務教育費無償の原則に基づいて教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る制度である。

政府は財源難を理由に、教材費、旅費、恩給費、共済費を国庫負担から外してきた。更に今年度は、学校事務職員、学校栄養職員の給与費等を外す意向を示している。

地方への負担転嫁は各自治体の学校運営に地域差が生じ、ひいては教育の水準低下を招くことになる。

現行の義務教育国庫負担制度の堅持を強く要望する。

沖縄県西原町議会

(あて先)

- 内閣総理大臣 殿
- 財務大臣 殿
- 総務大臣 殿
- 文務科学大臣 殿

- ① 請願(陳情)の件名、趣旨・理由、提出年月日、提出者の住所・電話番号・氏名(法人など団体の場合は、その名称、代表者の氏名)を記載し、押印してください。
- ② 通り会など多数の連署で提出する場合は、代表者の署名押印を表に記載し、署名簿を添付してください。
- ③ 請願の場合は、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。
- ④ 請願(陳情)の趣旨や理由は、簡潔にし、内容が項目別に分けられる場合は項目別に書いてください。

請願・陳情の出し方

請願・陳情とは

町民の皆さんは、国民として、また住民として各種の直接請求権のほか、国・県・などのさまざまなサービスに平等に受ける権利があります。請願・陳情権もこのような権利のひとつで、憲法上、だれでも保障されています。

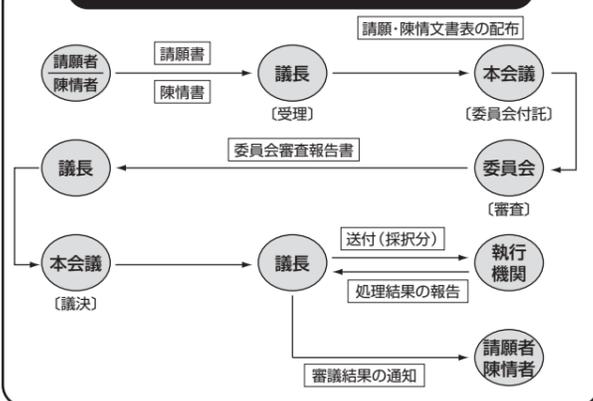
請願・陳情の処理について

提出された請願・陳情は、担当の委員会で審査され、本会議で最終的に採決が行われます。採択された請願、陳情は、町長などの執行機関に送付し、その処理経過や結果の報告を求めます。また、提出者には採択、不採択を問わず、審議の結果をお知らせします。

あなたの声を町政に

請願・陳情と町議会

提出された請願・陳情の取扱い



決議

日本国の安全神話が崩壊の危機にあり、治安情勢はますます悪化する傾向にある。

県では安全・安心なまちづくりの実現をめざして「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」を本年4月1日に施行させた。同条例を推進すべく「浦添・西原地区安全なまちづくり推進協議会」同年4月27日に設立された。

町議会は安全・安心なまちづくりの実現を願い、下記事項について、広く町民に訴えるものである。

記

1. 「ちゅうらびとづくり」のための

- ・地域防犯リーダー育成
- ・地域のあいさつ運動の励行
- ・青少年の健全育成
- ・青少年の被害に遭わないための活動
- ・青少年の居場所づくり

2. 「ちゅうらまちづくり」のための

- ・学校通学路等における防犯対策
- ・道路、公園、駐車場における防犯対策
- ・共同住宅における防犯対策
- ・特定小売店舗における防犯対策

3. 「ちゅうらゆいづくり」のための

- ・推進体制の整備
- ・防犯情報の提供
- ・地域安全マップの作成
- ・防犯パトロールの実施
- ・観光客に対する安全対策
- ・犯罪被害者等に対する支援

以上決議する

平成16年6月28日 西原町議会